

地域密着型サービスにおける 主な指摘事項について

田辺市やすらぎ対策課指導係

令和7年3月

運営指導の留意点・指摘事項について

運営指導における主な指導事項等を取りまとめましたので、各事業所において自己点検を行っていただき、介護保険制度の健全かつ適正な運営及び法令に基づく適正な事業の実施にご活用ください。

なお、令和6年度運営指導は「地域密着型通所介護」及び「指定相当通所型サービス」の通所系サービス事業所に対して運営指導を実施しています。

運営指導の留意点・指摘事項について

1. 介護サービスの実施状況指導及び最低基準等運営体制指導に関すること

サービス共通（重要事項説明書）

◆重要事項説明書に関する指摘事項

1. 苦情の申立て窓口に、通常実施する地域に該当する保険者の窓口が記載されていない。

2. 担当課名および電話番号の誤りが多数見受けられた。

例) 通常実施する地域 → 田辺市、みなべ町、上富田町

田辺市やすらぎ対策課介護保険係 0 7 3 9 - 2 6 - 4 9 3 1

みなべ町健康長寿課介護保険係 0 7 3 9 - 3 3 - 7 2 3 4

上富田町長寿課 0 7 3 9 - 3 3 - 7 3 4 0 など

サービス共通（秘密保持①）

◆家族の同意

1. 利用者、その家族の個人情報を用いる場合は、当該利用者及び家族の同意をあらかじめ文書により得る必要があるが、**家族からの同意を得ていない**事例が見受けられた。

利用者及び**その家族の個人情報**を用いる場合は、**双方から**あらかじめ文書により**同意を得る必要**がある。

サービス共通（秘密保持②）

◆従業者の秘密保持

1. 正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者に対して秘密保持誓約書を徴する等必要な措置が講じられていなかった。

サービス共通（運営規程）

◆必要項目の記載等

1. 運営基準上、運営規程に記載すべき必要事項である「虐待の防止のための措置に関する事項」について、記載のない事案が確認された。
2. 運営基準には記載されていないものの「ハラスメントの防止」「身体拘束」「業務継続計画（BCP）」「衛生管理及び感染症の予防等」についても、記載してください。

サービス共通（各委員会及び研修の開催と記録）

◆各委員会の開催

○各委員会について、定められた頻度で実施できていない。

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会
→定期的に開催

※委員会記録がない場合、**高齢者虐待防止措置未実施減算の対象**となります。

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会
→おおむね6か月に1回開催

○各委員会を実施した際には必ず記録してください。

サービス共通（各委員会及び研修の開催と記録）

◆各研修の開催

○各研修について、定められた頻度で実施できていない。

・虐待の防止のための研修

→定期的に開催

※研修記録がない場合、**高齢者虐待防止措置未実施減算の対象**となります。

・感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

→定期的に開催

○各研修を実施した際には必ず記録してください。

サービス共通（各委員会及び研修の開催と記録）

◆各訓練の開催

○各訓練について、定められた頻度で実施できていない。

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練
→定期的に開催
- ・避難、救出その他必要な訓練
→定期的に開催

サービス共通（各委員会及び研修の開催と記録）

◆高齢者虐待防止措置未実施減算

- ・ 高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない
- ・ 高齢者虐待防止のための指針を整備していない
- ・ 高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない
- ・ 高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない

※委員会の開催、研修の実施については、運営指導時に記録が確認できなかった場合、**減算の対象**となりますので、必ず**記録**してください。

サービス共通（各委員会及び研修の開催と記録）

◆業務継続計画未策定減算

- ・感染症及び災害発生時における**業務継続計画（BCP）**を策定していない
- ・運営指導時に計画が確認できなかった場合、**減算の対象**となります。

※感染症の予防及び蔓延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合に減算の適用を猶予する**経過措置期間は令和7年3月31日**で終了します。

通所系サービス（重要事項説明書）

◆重要事項説明書に関する指摘事項

<通所系サービス>

1. 「地域密着型通所介護」と「指定相当通所型サービス」共通の説明書であるにもかかわらず、「地域密着型通所介護」のみの記載であった。
2. 「通所介護」と「指定相当通所型サービス」共通の説明書であるにもかかわらず、名称が「通所介護」のみの記載であった。
3. 個別サービス計画名が「地域密着型通所介護計画」及び「通所型サービス計画」になっていない。

2. 報酬請求指導に関すること

通所系サービス（生活機能向上グループ活動加算）

◆生活機能向上グループ活動加算

1. グループ活動に係る計画（目標設定）や活動記録等の書類が確認できず、また具体的な活動もなかった。

通所系サービス（個別機能訓練加算Ⅰ）①

◆個別機能訓練加算Ⅰ

1. 利用者宅に訪問して個別機能訓練に関する目標を設定すること。
2. 3か月に1度以上利用者宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況の確認を行った上で、利用者又は家族に対して個別機能訓練の効果等について説明し、記録すること。

上記2点について、確認できなかった。

※居宅での生活状況の確認・・・「生活機能チェックシート」の活用

※効果等について説明したことを経過記録等に記録しておくこと

通所系サービス（個別機能訓練加算Ⅰ）②

◆個別機能訓練加算Ⅰ

- ・算定要件として必要となる、機能訓練指導員について、業務委託等により**他の事業所から派遣されている機能訓練指導員**では、算定できないので注意してください。

※特に指摘したわけではありませんが、質疑がありました。

通所系サービス（個別機能訓練加算Ⅱ）

◆個別機能訓練加算Ⅱ

1. 厚生労働省への情報の提出は、**L I F E**を用いて行う。
2. サービスの質の向上を図るため、L I F E への提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成（P l a n）、当該計画に基づく個別機能訓練の実施（D o）、当該実施内容の評価（C h e c k）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（A c t i o n）の一連のサイクル（P D C A サイクル）により、**サービスの質の管理**を行う。

上記2点について、確認できなかった。

通所系サービス（生活機能向上連携加算Ⅰ，Ⅱ）

◆生活機能向上連携加算Ⅰ，Ⅱ

1. 事業所の機能訓練指導員等と共同して、利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行う外部の理学療法士等が、算定要件となっている「**指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師**」であることが確認できなかった。

通所系サービス（生活機能向上連携加算Ⅰ，Ⅱ）

◆生活機能向上連携加算Ⅰ，Ⅱ

2. 理学療法士等が**3か月に1回以上**、事業所への**助言や訪問**をした**記録**がなく、利用者に対する**評価や個別機能訓練計画の見直し**等を実施している**記録**が確認できなかった。
3. 「生活機能向上連携加算Ⅰ」については、個別機能訓練計画にしたがって**個別機能訓練を提供した初回の月に限って算定が可能**であり、その**翌月と翌々月は算定できない**にもかかわらず、毎月請求していた。

自主点検（自己点検シート、要件シート）

○介護保険施設等運営指導マニュアル（厚生労働省）より、
日ごろから自主点検をお願いします。

- ・ 介護保険施設等運営指導マニュアル

（令和6年7月4日厚生労働省老健局長通知） ◇介護保険最新情報Vol.1288

- ・ 介護保険施設等運営指導マニュアルの一部改正について（通知）

（令和6年3月11日厚生労働省老健局長通知） ◇介護保険最新情報Vol.1211

※別添「自己点検シート」「要件シート」